

自転車は車両です。

「自転車安全利用五則」



を守りましょう

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

歩道と車道の区別があるところは**車道通行が原則**ですが、次のような場合は例外的に歩道を通行できます。

① 歩道通行可の
標識等があるとき



「普通自転車の歩道通行可」
を示す標識

② 運転者が、児童・幼児・70歳以上の者・
身体障がい者であるとき



「普通自転車の歩道通行可」
を示す標識



③ 安全な通行を確保するために、
やむを得ないとき

- ▶ 車道の交通量が多く危険を感じる時
- ▶ 工事や駐車車両などのため車道の左側を通れないとき
- ▶ 車道が狭いため、接触事故の危険を感じる時



2 車道は左側を通行

自転車は、**道路の左側**に寄って通行しなければなりません。



3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、**安全な速度で徐行**し、歩行者の通行を妨げる場合は**一時停止**しなければいけません。



4 安全ルールを守る

- ・飲酒運転の禁止
- ・二人乗りの禁止
- ・並進の禁止
- ・夜間はライトを点灯
- ・信号を守る
- ・交差点での一時停止と安全確認



5 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、**児童・幼児に乗車用ヘルメット**をかぶらせるようにしましょう。



ルール違反には厳しい罰則があります

並進



【罰則】2万円以下の罰金
又は料料

信号無視



【罰則】3月以下の懲役
又は5万円以下の罰金

二人乗り



【罰則】2万円以下の罰金
又は料料

一時不停止



【罰則】3月以下の懲役
又は5万円以下の罰金

無灯火



【罰則】5万円以下の罰金

携帯・ヘッドホン・イヤホン・傘差し



【罰則】5万円以下の罰金



茨城県警察

